

# 第6期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 目次

### ■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要・・・2ページ

### ■連結計算書類

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

### ■計算書類

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ページ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ「株主総会」欄に掲載することにより株主の皆様提供しております。

東京都目黒区三田一丁目6番21号

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 内部統制システム基本方針

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、事業活動にかかわるリスクを認識し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理を徹底する。ここでいうリスクとは、重大な事件、事故、災害等に起因する問題の発生及び社会情勢等外的要因の変化により企業経営又は事業活動が重大な損失を被るか、社会一般に影響を及ぼしかねないと予測される事態をいう。
- (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、支障・損害とその影響の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針、経営計画及び経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・討議を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。  
執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役に報告する。
- (4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (3) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果と指摘、指導事項は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。

- (4) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。  
子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
- (5) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制  
当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。
7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制  
(1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を任命する。  
(2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。  
(3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。
8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。  
(2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。  
また、法務・コンプライアンス部は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。  
(3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。  
(4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。  
(5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

## 内部統制システム基本方針の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム基本方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っています。  
当社グループのグループ理念、ビジョン及び行動指針に基づき、コンプライアンス行動基準を掲げており、これらの内容を整理した冊子「企業倫理規範」を役員・従業員に配布し、周知を図っています。  
また、定期的に経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しています。
- (2) 当社は、コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、毎月1回開催しています。本委員会は、コンプライアンス担当役員、監査役、品質・コンプライアンスリスクに関わる責任者、社外有識者で構成されており、食品安全、コンプライアンスに係る管理状況の確認とその運用状況について独立的に評価しています。  
また、当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。本会議では、コンプライアンス推進活動の方針・計画の策定、コンプライアンス委員会から改善を求められた事項、コンプライアンスに係る事案などをモニタリングし、それを踏まえた実効性の高い施策に移していくための審議を行っています。
- (3) 法務・コンプライアンス部は、当社グループの従業員に対しコンプライアンス講習を行うなど、コンプライアンス推進の活動を行っています。  
コンプライアンスの浸透度合いを把握するため、また従業員からコンプライアンスに関する率直な意見を聞くため、年1回、全従業員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施しています。回答結果や従業員の意見などは、役員、

全従業員にフィードバックし、また、当社グループの従業員に対しては、コンプライアンス担当役員よりメッセージを発信しています。

- (4) 当社は、グループ会社従業員を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける「社内相談窓口（法務・コンプライアンス部）」と「社外相談窓口（社外弁護士）」を設置しています。

各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」の冊子、コンプライアンスカード、社内ポータルサイトにて案内しています。また、内部通報規程において、相談内容の秘密厳守、通報・相談したことによる相談者への不利益な取り扱いの禁止について規定し、相談者の保護を図っています。

- (5) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しています。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書管理に関する規程により、法令等に基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・管理しています。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営企画室、コーポレート部門等は、当社グループの事業運営に想定されるリスクの把握・分析を行い、取締役会に対して必要な報告をしています。

- (2) 当社グループは、リスクが顕在化した場合の影響度を最小限に抑えるため、各々のリスクに対応する担当部署を定め、リスク対策を策定・実施しています。

- (3) 当社グループは、従業員の生命・身体、または当社グループの資産に著しい被害が生じ、当社グループの事業活動の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、もしくはそのおそれがあると判断した場合、危機管理委員会を設置し、情報の収集・分析、及び損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大対策として危機管理委員会を設置しました。危機管理委員会では、従業員の感染予防、感染拡大防止、及び商品の安定供給の責務を全うするため、政府、地方自治体の対応方針を踏まえて、適時適切に当社グループの対応方針、ガイドライン等を策定・実施しました。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しています。取締役会では当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定並びに職務執行状況の監督を行っています。

- (2) グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として設置しており、社外役員を除く取締役及び監査役、その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されています。

月2回の定例開催のほか、必要に応じて適時に開催しており、当社グループの経営戦略及び重要事実に関する決定・報告・審議等を行っています。

- (3) 執行役員は、当社グループにおける各担当職域にて職務を執行しており、当社の取締役会等において職務執行状況を定期的に報告しています。

- (4) 独立社外取締役は、取締役会事務局等より取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、本基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。

- (2) 監査室は、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画等に基づき、グループ会社を含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また、必要に応じて追加的な目的監査を行っています。

内部監査結果は、被監査部門、取締役及び監査役に報告しています。

- (3) 子会社各社は、それぞれの決裁権限規程等にて、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めています。子会社各社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っています。

- (4) 当社は、当社役員を子会社に派遣しており、当該役員は、子会社の取締役会や重要な会議に出席し、業務執行の監督または監査を行っています。

## 6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社の管掌部門を定めています。

管掌部門から使用人等を子会社各社に取締役として派遣し、取締役会や重要な会議で職務執行の報告を受けています。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局として、監査役スタッフ1名を配置しています。同スタッフの任命については、監査役会の同意を得たうえで行っています。また、監査役スタッフの人事評価に関しては、取締役からの独立性を確保しています。

#### 8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、定期的に当社使用人や事業会社の監査役を監査役会に出席させ、報告を受けて内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。

(2) 監査室は、内部監査結果を監査役に報告しています。

法務・コンプライアンス部は、その活動状況、社内・社外相談窓口への相談内容及びその対応状況等を監査役に報告しています。

(3) グループ会社監査役をメンバーとする「グループ会社監査役連絡会」を開催し、監査役のレベル向上を図るとともに、情報共有、意見交換を行っています。

(4) 監査役の職務執行によって生じる必要な費用については、あらかじめ予算を確保しており、臨時に支出した費用についても当社が負担しています。

(5) 常勤監査役は、取締役会・グループ経営会議等の重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。

社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。

監査役会は、社外取締役を交え、取締役との面談会を開催しています。

また、会計監査人と定期的に報告会・意見交換会を開催し、連携強化を図っています。

その他、常勤監査役は、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行っています。

(6) 監査役は、取締役会事務局等より取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 52社

主要な連結子会社の名称 伊藤ハム㈱、米久㈱、伊藤ハムデイリー㈱、伊藤ハムウエスト㈱、伊藤ハム販売㈱、伊藤ハムフードソリューション㈱、伊藤ハムミート販売東㈱、伊藤ハムミート販売西㈱、サンキョーミート㈱、米久かがやき㈱、米久デリカフーズ㈱、米久おいしい鶏㈱、ANZCO FOODS LTD.

なお、子会社はすべて連結されております。また、当連結会計年度において、新規設立により2社増加しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関係会社数 11社

主要な会社等の名称 INDIANA PACKERS CORP.

なお、関連会社に対する投資については、すべて持分法を適用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下を除き、連結決算日と同一であります。

なお、ITOHAM AMERICA, INC. 他24社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③棚卸資産

国内会社

商品及び製品（販売用食肉除く） 主として先入先出法による原価法

商品及び製品（販売用食肉）・  
仕掛品・原材料及び貯蔵品 主として月別移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

在外会社

主として先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

国内会社

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外会社

主として定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

主として10～50年

機械装置及び運搬具

主として4～10年

②無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間  
(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は相手先毎に回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、一部の国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

④災害損失引当金

夢工場の火災による被災資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各子会社等の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び被支配株主持分に含めております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建予定取引

金利スワップ 等

借入金利息 等

### ③ヘッジ方針

実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

## (6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内の合理的に見積もった期間で均等償却をしております。

## (7) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

### ①退職給付に係る会計処理の方法

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法（一部の連結子会社は、定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ②連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

### ③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算税制へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

### ④収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

加工食品事業	主に国内におけるハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売
食肉事業	主に国内及び海外における食肉の生産、処理加工及び販売

顧客との販売契約において、商品又は製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品又は製品の引渡時であります。ただし、国内取引については、商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。海外への販売については、貿易条件であるインコタームズに基づいて売主（輸出者）の危険負担の移転時点で収益を認識しております。販売契約においてリベート等の条件が含まれる場合、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分について、将来収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

販売契約における対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。



## 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・有償支給取引について、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。
- ・顧客に支払われる対価である販売手数料や販促協賛金等について、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。
- ・一部の売上リベートについて、従来は販売時に仮価格で収益を認識し、販売の達成状況に応じて金額の見直しを行っておりましたが、取引対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は32,660百万円、売上原価は22,931百万円、販売費及び一般管理費は9,696百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ33百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は155百万円減少しております。当該変更が1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価

### ①当連結会計年度末に計上した金額

販売用食肉在庫	61,160 百万円
簿価切下額	675 百万円

### ②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

179,542百万円

### 2. 担保提供資産

担保に供している資産		担保に係る債務	
現金及び預金	200 百万円	支払手形及び買掛金	225 百万円
建物及び構築物	1,204	1年内返済予定の長期借入金	16
土地	571	流動負債「その他」	44
投資有価証券	8	長期借入金	1
投資その他の資産「その他」	200		
計	2,184 百万円	計	288 百万円

### 3. 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
(有)キロサ肉畜生産センター	1,490	借入金
INDIANA PACKERS CORP.	2,493	借入金
	(US\$20,377千)	
(有)島根農場	202	借入金
九州エキス(株)	650	借入金
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	884	借入金
	(THB 240,375千)	
計	5,721	

### 4. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	513 百万円
機械装置及び運搬具	187 "
工具、器具及び備品	1 "
土地	200 "
計	904 百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	297,355	—	—	297,355
合計	297,355	—	—	297,355
自己株式				
普通株式(注)	4,616	1,001	158	5,458
合計	4,616	1,001	158	5,458

(注) 自己株式の株式数の増加1,001千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得1,000千株及び単元未満株式の買取り1千株であります。また自己株式の減少158千株は、新株予約権の行使及び譲渡制限付株式の付与によるものであります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月20日 取締役会	普通株式	6,147 百万円	21 円	2021年3月31日	2021年6月3日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月20日開催予定の取締役会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	6,713 百万円	利益剰余金	23 円	2022年3月31日	2022年6月6日

### 3. 当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 160,000 株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは社内管理基準に従い、実需の範囲内で行い投機目的の取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,821	12,821	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	144	143	△ 0
(3) 長期借入金	10,572	10,541	△ 31
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	970	970	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式その他	1,639
関連会社株式	15,138

これらについては、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

すべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 1年内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金

これらの時価は、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場や取引金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	加工食品事業	食肉事業	計		
売上高					
ハム・ソーセージ	170,838	3,038	173,877	-	173,877
調理加工食品	131,349	18,176	149,525	-	149,525
食肉	96	509,894	509,991	-	509,991
その他	25	16,733	16,759	4,221	20,980
顧客との契約から生じる収益	302,309	547,843	850,153	4,221	854,374
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	302,309	547,843	850,153	4,221	854,374

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び人事給与関連業務サービス等であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)「4. 会計方針に関する事項(7) その他連結計算書類作成のための基本となる事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。なお、重要な契約資産及び契約負債はありません。

(百万円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	86,591
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	90,902

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 897円66銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 65円34銭



# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式及び 関連会社株式	移動平均法による原価法
-------------------	-------------

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産	定率法
(2)無形固定資産	定額法
(3)リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。当社の収益は、子会社からの経営管理料、受取業務委託料及び受取配当金となります。経営管理料及び受取業務委託料については、子会社との契約に基づき経営管理及び受託業務を提供する事が履行義務であり、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる事項

#### (1)連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

#### (2)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算税制へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

152百万円

### 2. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
ANZCO FOODS LTD.	27,390 百万円 (NZD321,000千)	借入金
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	884 百万円 (THB240,375千)	借入金
広島県東部養豚組合	800 百万円	借入金
九州エキス㈱	650 百万円	借入金
計	29,725 百万円	

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	1,642 百万円
(2) 長期金銭債権	550 百万円
(3) 短期金銭債務	999 百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

(1) 営業収益	21,300 百万円
(2) 営業費用	299 百万円
(3) 営業取引以外の取引高	84 百万円



## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	4,616	1,001	158	5,458
合計	4,616	1,001	158	5,458

(注1) 自己株式数の増加のうち1,000千株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加、1千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2) 自己株式数の減少158千株はストックオプションの行使および譲渡制限付株式の付与によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	452 百万円
賞与引当金	235
株式報酬費用	133
未払事業税	49
支払手数料	1
その他	2
繰延税金資産 小計	875
評価性引当額	△ 489
繰延税金資産 合計	386

(繰延税金負債)

その他	△ 2
繰延税金負債 合計	△ 2

繰延税金資産の純額 383

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	伊藤ハム㈱	28,427	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	配当金の受取 (注1)	9,803	-	-
					経営管理料の受取 (注2)	2,661	-	-
					業務委託料の受取 (注3)	1,596	-	-
					CMSによる 資金取引 (注4)	-	関係会社 預け金	13,964
子会社	米久㈱	8,634	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	配当金の受取 (注1)	6,037	-	-
					経営管理料の受取 (注2)	867	-	-
					業務委託料の受取 (注3)	306	-	-
					CMSによる 資金取引 (注4)	-	関係会社 預り金	16,311
孫会社	伊藤ハムデイリー㈱	400	所有 間接100%	資金の貸借 (CMS)	CMSによる 資金取引 (注4)	-	関係会社 預け金	2,415

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注1) 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。

(注2) 経営管理料については、経営管理委託契約に基づき決定しております。

(注3) 業務委託料については、業務委託契約に基づき決定しております。

(注4) CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金取引については、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略し期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

### 2. 役員等

種類	氏名	職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮下 功	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)	12	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

### 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	687円11銭
(2) 1株当たり当期純利益	49円08銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。